

ご担当医 殿

「学校における感染症」に罹患しました本学学生について、下記証明書にご記入下さいますようお願い申し上げます。

学校保健安全法による「学校における感染症」罹患証明書

(2023年4月28日 学校保健安全法施行規則一部改正)

日本体育大学 健康管理センター
東京・世田谷キャンパス 03-5706-0854
横浜・健志台キャンパス 045-963-7904

1.氏 名：	生年月日（西暦）：	年	月	日
--------	-----------	---	---	---

「第1種～第3種の感染症」は国が取り決めている「出席停止基準」に従い出席停止になるため公認欠席となります。

2. 疾患名（該当欄にレ点を付けてください）		出席停止期間
第一種		治癒するまで
第二種	☐ 新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	☐ インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	☐ A型 ☐ B型 ☐ 不明	
	☐ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	☐ 麻疹（はしか）	発疹に伴う熱が解熱した後3日を経過するまで
	☐ 流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	☐ 風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	☐ 水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）になるまで
	☐ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	☐ 結核 ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認められるまで
第三種	☐ 腸管出血性大腸菌感染症 O-157（病原性大腸炎） ☐ コレラ ☐ 流行性角結膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎 ☐ 細菌性赤痢	医師において感染のおそれがないと認めるまで

以下の「その他の感染症」については、担当医師、健康管理センター長において出席停止と判断した場合のみ公認欠席となります

第三種	その他の感染症 ※1	☐ 感染性胃腸炎【流行性嘔吐下痢症、ノロウイルス疑い】	☐ サルモネラ感染症
		☐ マイコプラズマ感染症	☐ インフルエンザ菌感染症 ☐ 溶連菌感染症 ☐ 手足口病
		☐ 急性細気管支炎【RSウイルス感染症など】	☐ 伝染性単核球症（EBウイルス感染症）
		☐ 帯状疱疹	☐ （ ）

※1 「その他の感染症」は、感染のまん延が疑われる場合に「出席停止」の措置を可能とするための類型であるため、「登校の目安及び医師の判断」に従い欠席の必要がありますが、この場合は出席停止にはならないため公認欠席にはなりません。

3. 出席停止・療養期間（該当箇所にレ点をお願いします）

上記疾患により、下記期間の ☐出席停止 ☐講義出席停止 ☐実技出席停止 ☐療養（公欠にはならない）を指示したことを証明します。

20 年 月 日 ～ 20 年 月 日
20 年 月 日

医療機関名
住 所
電 話 番 号
医 師 名 (印)

健康管理センター 記入欄	受付年月日		センター長確認	有・無	担当者	印
	学籍番号		クラス		クラブ	